

## 1. 第5期介護保険事業（支援）計画の実施と第6期計画の策定準備について

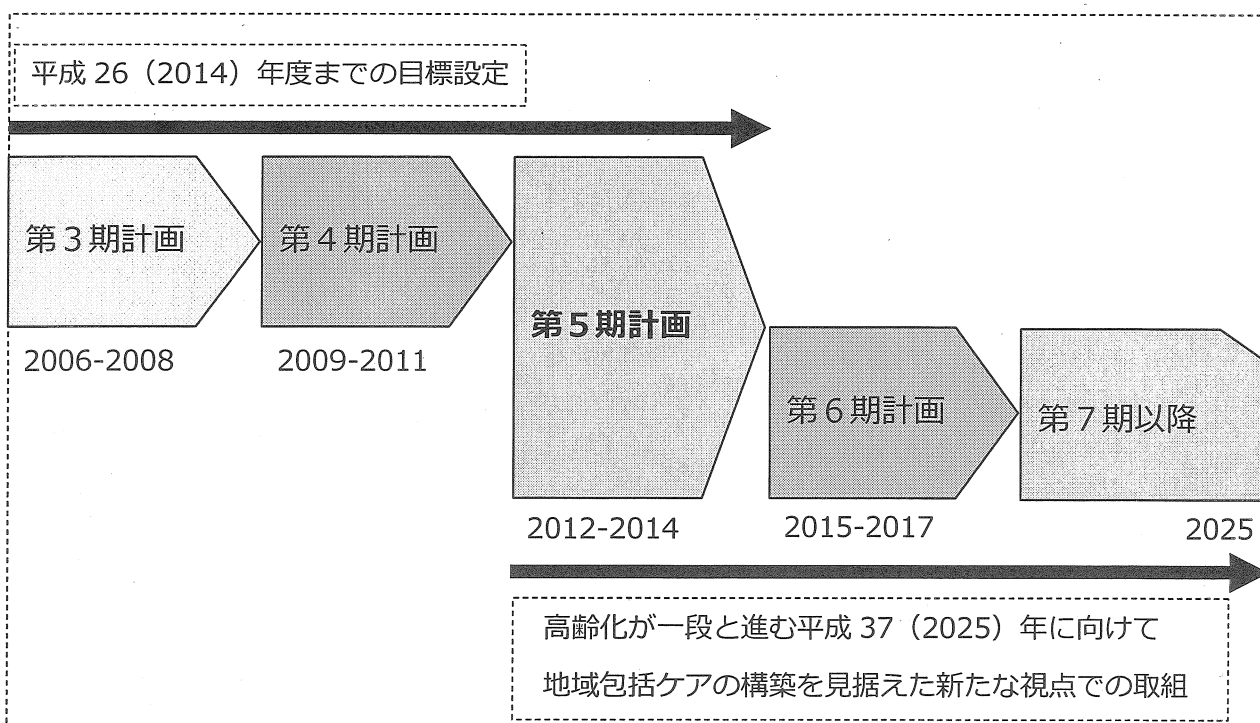
### (1) 第5期介護保険事業（支援）計画の着実な実施について

本年度から3か年の計画として各自治体で策定された第5期介護保険事業（支援）計画は、第3期計画策定時に定めた平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画であるとともに、各自治体の高齢化のピークを迎える時期までに、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる

- (1) 認知症支援策の充実
- (2) 医療との連携
- (3) 高齢者の居住に係る施策との連携
- (4) 生活支援サービスの充実

といった重点的に取り組むべき事項を、地域の実情に応じて選択して位置づける等、高齢化が本格化する平成27（2015）年度以降における地域包括ケアの構築を見据えた新たな視点での取組をスタートする計画にもなっている。

各自治体においては、「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、各々の第5期計画に基づき、介護保険事業を着実に実施していただきたい。



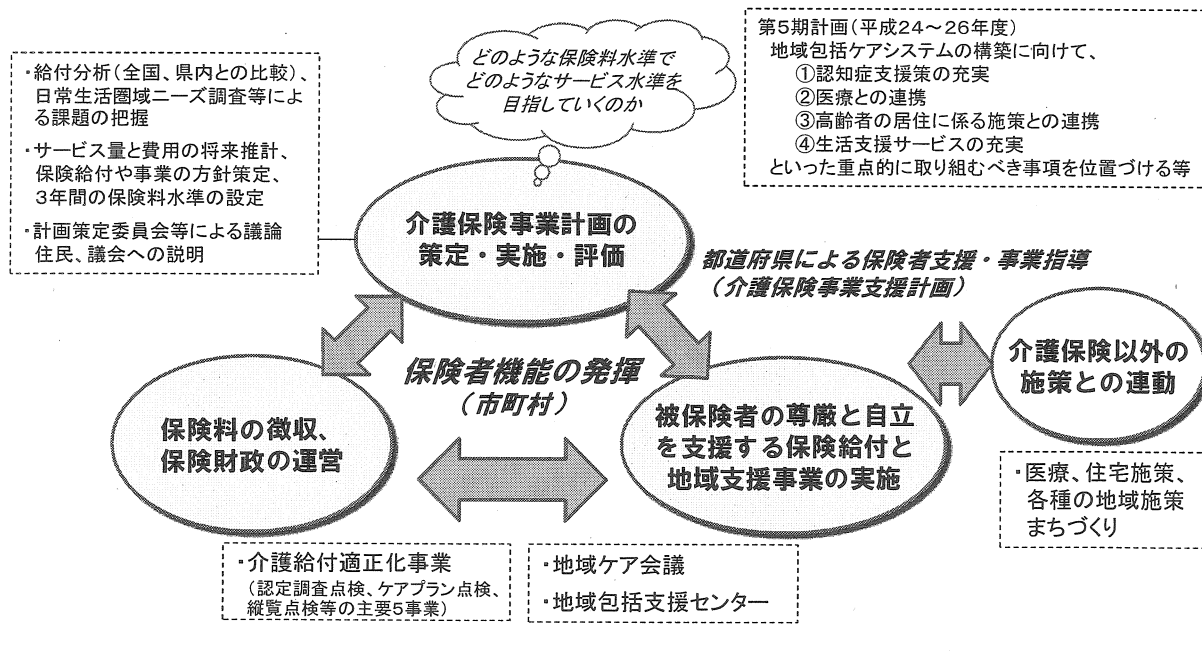
## (2) 介護保険事業（支援）計画と保険者機能について

介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度である（給付の多い75歳以上の高齢者の割合や被保険者の所得水準の自治体間の相違は、調整交付金で調整している。）。

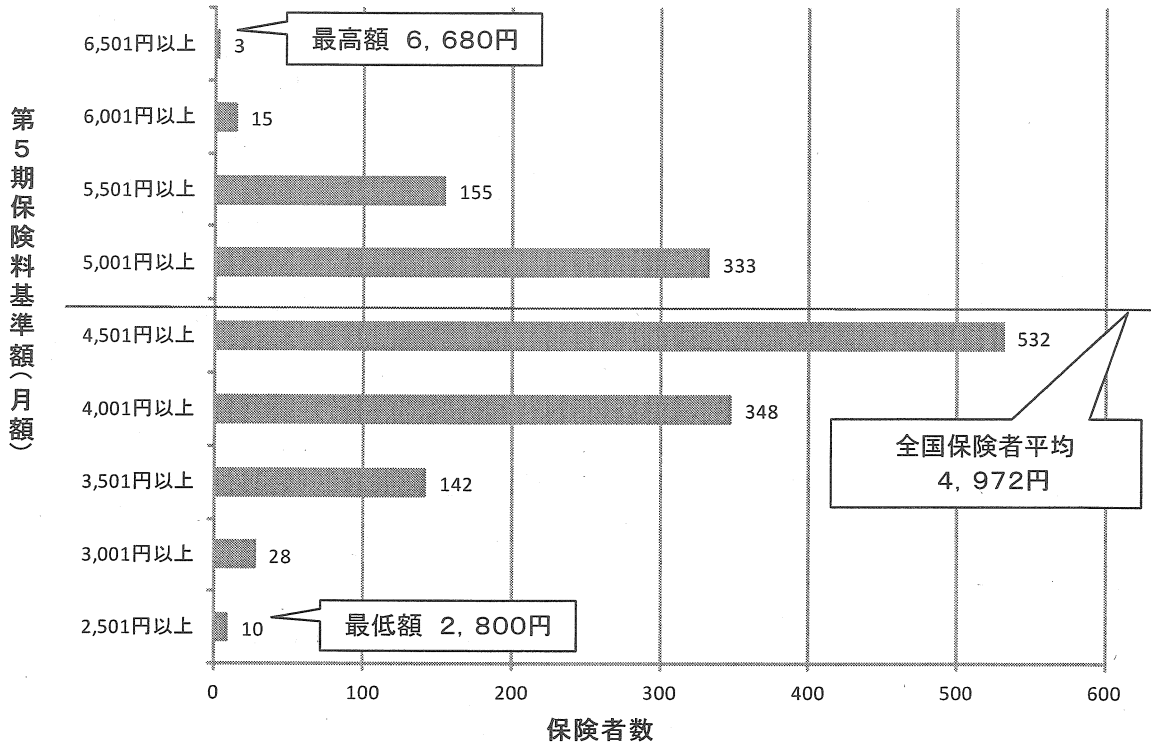
どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指していくのか、保険者機能の発揮が求められており、取り組みの推進を願いたい。

### 介護保険事業(支援)計画と保険者機能

- 介護保険は、各保険者の給付する介護サービスの量や種類等が、それぞれの保険者の保険料水準に反映される制度。
- 保険者の役割は、介護保険法の目的に沿って、共同連帯の仕組みである介護保険を運営すること。  
 どのような保険料水準でどのようなサービス水準を目指していくのか、保険者機能の発揮が求められている。
- このため、保険者は、給付分析やニーズ調査などにより課題を把握し、住民や関係者の意見を踏まえて、3年ごとの「介護保険事業計画」を策定・実施する。
- 地域包括ケアシステムの構築に向け、平成24年度からの第5期計画の着実な推進と、平成27年度からの第6期計画の策定に向けた準備に取り組む。都道府県においては、保険者支援等を推進。

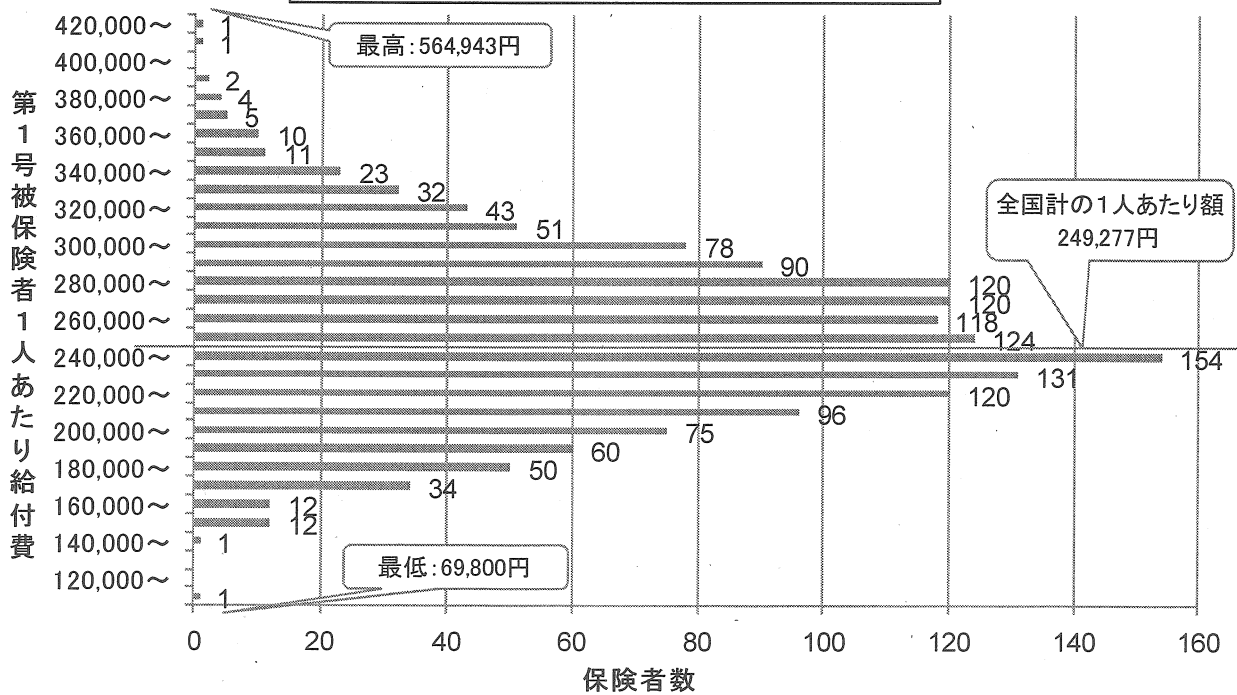


第5期保険料基準額(月額)の保険者分布



(単位:円)

第1号被保険者1人あたり給付費(年額)の保険者分布



(3) 第6期介護保険事業（支援）計画の策定準備について

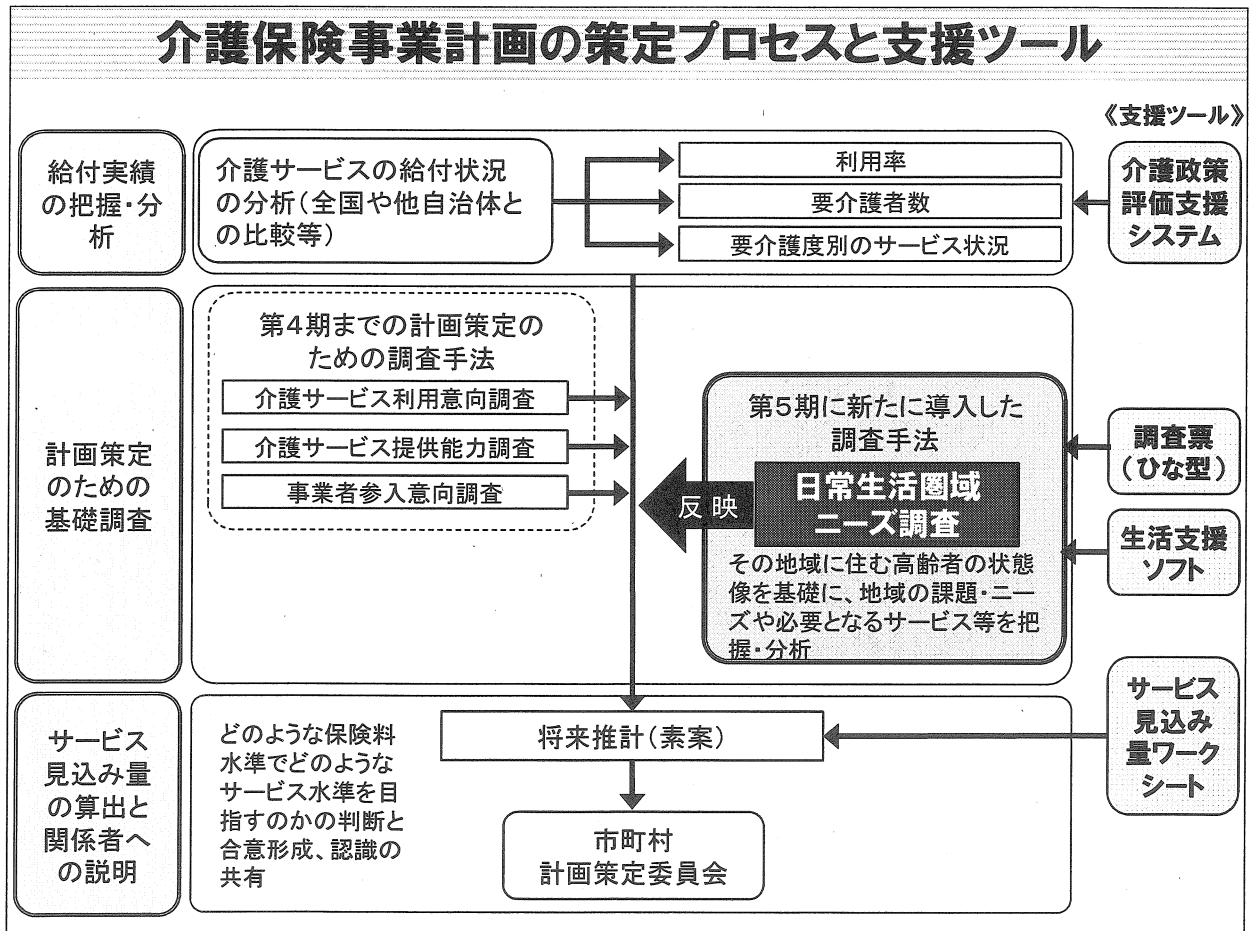
第6期計画の策定については、各自治体において、高齢者の実態把握や給付分析等の準備作業から、今後、国が示す基本方針等を踏まえて、平成26年度末頃に計画決定・公表に至るまでの間、様々な作業を進めていただくことになる。

ア 日常生活圏域ニーズ調査について

第5期計画より、市町村において日常生活圏域ニーズ調査を実施して計画策定に活用するようお願いしている。

この調査の目的は、高齢者の身体機能の状況、閉じこもり、認知症等のリスク要因や世帯状況など地域の高齢者の状況を把握した上で、日常生活圏域ごとに地域が抱える課題に対応したサービスや事業の目標設定を行い、計画に位置づけるなど計画策定に活用するとともに、調査により把握されたリスクのある高齢者に対する介護予防事業への誘導などの支援を行うことである。

については、第6期計画の策定準備においても日常生活圏域ニーズ調査や給付分析等により地域の課題等の把握に努めるとともに、地域ケア会議を活用した課題の把握と併せて、計画策定に活用していただきたい。



日常生活圏域ニーズ調査の調査票の例については、細部の修正を検討中であるが、現時点での検討状況は資料1のとおりである。

この修正は、社会参加に係る項目の一部を見直し、より地域の課題を把握しやすくすることを目的としたもの及び平成24年度からの新サービスの追加によるもの等であり、調査票の例は最終的に平成25年夏頃までに示す予定である。

また、国が示す調査票は一つの参考例であり、地域の実情に応じて項目の追加等していただいているところであり、この点は第6期も同様の取扱いである。

なお、日常生活圏域ニーズ調査を含む計画策定に必要な調査の経費については、交付税措置がされており、また、資料2のとおり他の事業と連携して日常生活圏域ニーズ調査を実施できる場合もあるので、各自治体において検討していただきたい。

また、調査を実施した結果、回答の無かった高齢者の中には、支援の必要があるハイリスク者が一部含まれることもあることから、実施に当たっては、未回収者への対応方法なども合わせて検討していただきたい。

#### イ 調査結果の集計・分析に係る支援について

第5期計画策定時に、日常生活圏域ニーズ調査結果の集計・分析や個人へのアプローチを支援するツールとして「生活支援ソフト」を配布したが、先日、事務連絡にて改修版の配布を行なったところである。

今回の改修は、データ取り込み機能や一括印刷等、これまで寄せられていた改善要望に対応する改修である。(資料3)

調査票の修正に対応した改修は、今後、調査票が確定した後に行い、各保険者に配布する予定であるのでご了解願いたい。

また、日常生活圏域ニーズ調査の結果を分析する方法として、厚生労働科学研究費補助金(研究課題名:介護保険の総合的政策評価ベンチマーク・システムの開発)により、日本老年学的評価研究(JAGES:Japan Gerontological Evaluation Study,)プロジェクト(事務局:日本福祉大学健康社会研究センター)が、多保険者・地域間で数値指標を比較する地域診断のためのベンチマーク・システムを開発している。

この成果を踏まえ、同センターでは、国が示すニーズ調査票を変更しないで行なった保険者の調査データについて、同センターから配付される暗号化ソフトで個人情報部分を暗号化、または削除して提供があれば、先着200保険者について保険者・地域間でのベンチマーク(数値指標による比較)等を行い、その結果を保険者にフィードバックする仕組みを検討している。

こうした取組は、保険者において事業計画策定の準備作業として行う結果分析の一助となると思われるので、資料4を参考に活用を検討していただきたい。

#### ウ 介護政策評価支援システムについて

保険者機能強化支援の一環として当省から介護政策評価支援システムを提供しているところである。

各保険者の要介護認定の状況や、保険料と給付のバランス等が、比較的簡単な方法でかつ無料で分析できるシステムであるので、原則として全ての都道府県及び保険者で活用していただきたく、活用推進をお願いしたい。詳細については資料5を参照いただきたい。

#### エ サービス見込み量ワークシートについて

また、サービス見込み量ワークシートについては、平成25年度中に暫定版を情報提供し、平成26年度の早期に制度改正等に基づき確定版のワークシートを情報提供する予定である。

#### オ 市町村向けセミナーについて

平成24年度は、第6期計画策定準備への支援のために第5期計画策定過程における取組事例をまとめ、市町村を対象とするセミナーを行い、また、厚生労働省の開催するセミナーに参加できない市町村のために、いくつかの都道府県においてセミナー等を開催していただいている。

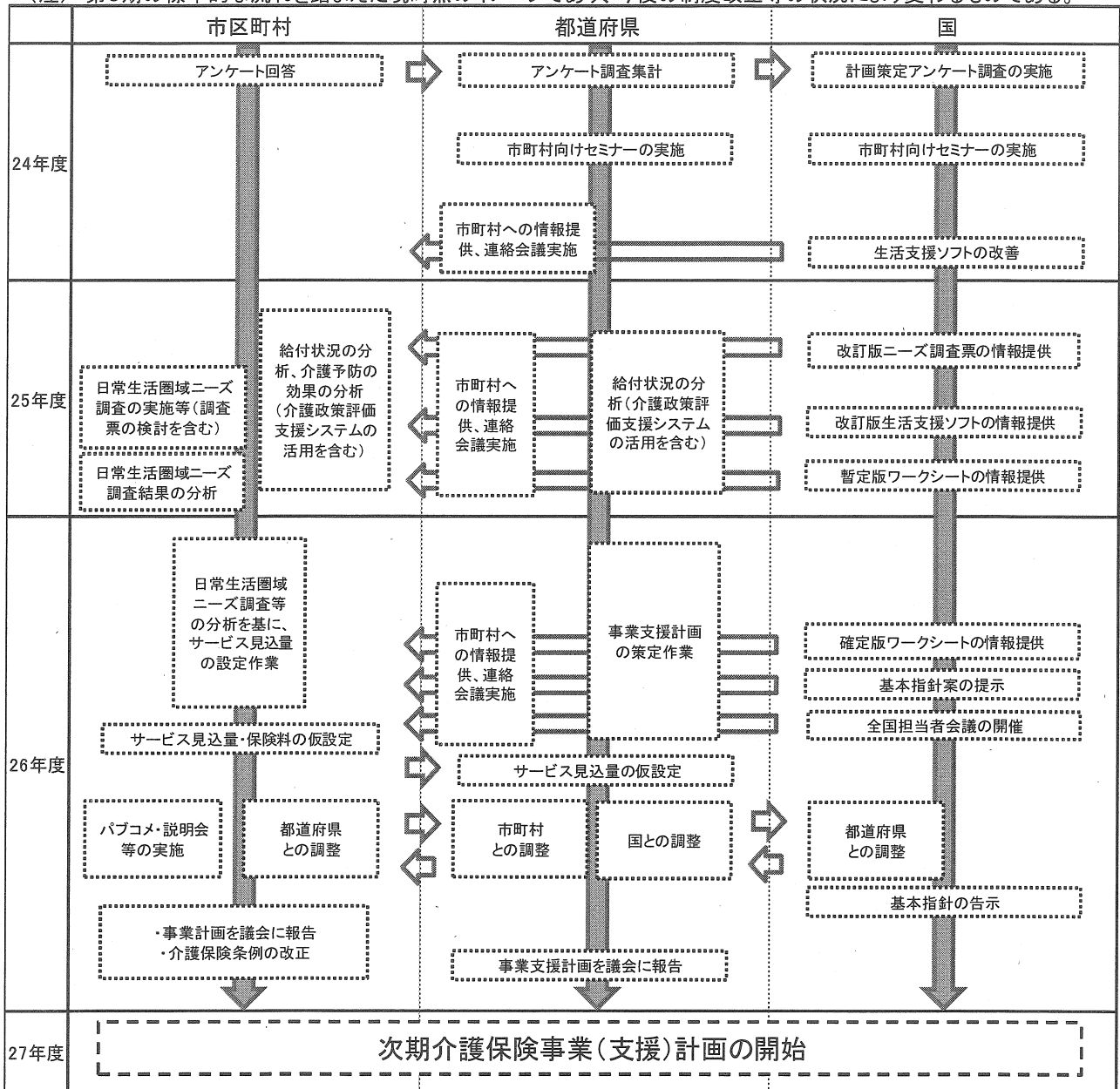
今後も保険者への支援として、本年度と同じ目的で都道府県が主催するセミナーに協力していくので、ご検討中の都道府県においては、必要に応じて講師依頼等、ご相談いただきたい。

#### 市町村向けセミナー「地域包括ケア実現に向けた保険者の役割について」等の開催状況

主催	開催日	参加者数	主な内容
厚生労働省	平成24年 10月26日	約140名	・第5期市町村介護保険事業計画の策定過程等について(厚労省) ・地域ケア会議について(厚労省) ・事例紹介(東京都荒川区、千葉県松戸市、新潟県長岡市、長崎県長崎市、埼玉県和光市)
高知県	10月6日	約100名	・地域包括ケアを実現できる介護保険事業計画と地域ケア会議のあり方を考える(厚労省) ・活動報告(南国市、中芸広域連合地域包括支援センター)
千葉県	11月2日	約240名	・地域包括ケア実現に向けた介護保険事業計画の策定について(厚労省) ・介護保険事業計画の策定事例について(松戸市) ・地域ケア会議の目的・意義について(厚労省) ・多職種協働による地域ケア会議について(山梨県北杜市) 等
大分県	11月9日	約70名	・市町村介護保険事業計画の策定過程等について(厚労省) ・日常生活圏域ニーズ調査について(豊後高田市、事業者)
山形県	11月30日	約150名	・地域包括ケアシステムの実現に向けた介護保険事業計画の策定について(厚労省) ・保険者の取組事例(新潟県長岡市、寒河江市、高島町)
佐賀県	12月19日	約100名	・第5期介護保険事業計画の策定過程等について(厚労省) ・保険者の取組事例(長崎県長崎市、サービス事業者)

## 標準的な介護保険事業(支援)計画の策定の流れ(イメージ)

(注) 第5期の標準的な流れを踏まえた現時点のイメージであり、今後の制度改正等の状況により変わるものである。



- (注) ・生活支援ソフト : 日常生活圏域ニーズ調査の結果を入力・データ処理するソフトで、調査項目による抽出・集計や、個人台帳及びアドバイス表の作成ができる。
- ・ワークシート : 保険者の人口推計データ、要介護認定データ、各都道府県国民健康保険団体連合会から送付される給付情報データから、サービスごとの見込み量と保険料を推計するソフト。
- ・介護政策評価支援システム : 都道府県及び市町村が介護保険事業の分析を行うことを支援するため厚生労働省が運用しているシステム。介護保険事業状況報告のデータ等を基にした、全国・都道府県・市町村の「保険給付と保険料」や「認定率のバランス」の比較表などが入手できる。